

## 参 考 資 料

- 平成23年度予算案等が国会審議中であることから、内容（参考4～6）については、今後変更がありうるものです

参考1 保育所緊急整備事業

参考2 賃貸物件による保育所整備事業

参考3 家庭的保育改修等事業

参考4 グループ型小規模保育事業（案）

参考5 認可外保育施設運営支援事業（案）

参考6 幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

○ ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ（安心こども基金分）

○ 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」  
具体的施策内訳

## 保育所緊急整備事業

### 1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

ただし、下記3（2）の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3（3）の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するものに限る。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

#### (5) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、平成23年度中に施設整備に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成21年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が創設、増築、増改築による整備を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、平成20年度から平成23年度までの間に「地方交付税交付団体」となった年度以降の市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

#### ① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成22年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

#### ② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

（2）地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する整備を実施する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成22年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペース活用促進加算として3,000千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,300千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2）。以下同じ。）における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

カ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

キ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ク 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。)

(3) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数 1.0 未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が 1.0 未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が 1.0 以上である団体も含む。）、かつ、平成 22 年 10 月 1 日現在の待機児童数が原則 10 人以上である市町村が、創設、増築、増改築による整備を行う場合、または、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部（「都市部」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在の人口密度が、1,000 人 / km<sup>2</sup>以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として 3,000 千円を本体工事の補助基準額に加算

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を 3,300 千円とする。

ウ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

エ 設計料加算として、総事業費の 5% を別途加算

オ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2）。以下同じ。）における 3 歳児の保育単価月額額の 1 / 2 の金額を定員数の増分加算

カ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に 1 施設あたり 3,000 千円を別途加算

- キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
- ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象
- ケ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

（注）財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とする。）

（4）（1）～（3）以外の場合

① 補助基準額

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 創設時に放課後児童クラブを併設する場合、定額を加算

ウ 設計料加算として、総事業費の5%を別途加算

エ 保育所開設準備費加算

定員増を伴う整備（創設を含む）を行う場合に、整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算

オ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

カ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象

キ 対象保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

② 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備（（1）の③及び（2）の③に係る増改築の場合を除く。）の整備区分については、（1）及び（2）

に該当する市町村についても（３）の対象とし、補助率を1/2とする。

（注）財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用する。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合または、既に土地を賃借している場合で新たに保育所を整備する場合に必要な費用
特殊附帯工事	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

費	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象)	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 保育所開設準備費加算について

平成20年度補正予算(第1号)における保育所施設整備費補助金又は認定こども園施設整備費補助金により整備した保育所については、保育所開設準備費加算の交付ができるものとする。

① 交付額

整備事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額金額を定員数の増分加算

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4



## 賃貸物件による保育所整備事業

### 1 事業の目的

保育所を整備するにあたり、都市部を中心に保育所の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

賃貸物件により、新たに保育所等を設置する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。ただし、借り上げが、平成21年1月27日以降の新規契約のものに限る。

なお、下記3（3）①ウのうち、「認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借り上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2）の対象事業については、借り上げが、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限る。

#### (2) 借上対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）、又は、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）における保育所の認可基準を満たす施設（以下「認可基準を満たす認可外保育施設」という。）及び認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 借上対象施設の設置主体（事業者）

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者

#### (5) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

- (1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

（注）「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

#### ① 補助基準額

##### ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

##### イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円

※20人未充分園を含む。

#### ② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

- (2) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、賃貸物件により、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を行う場合。

（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

#### ① 補助基準額

##### ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

##### イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 2,000万円  
 ※20人未充分園を含む。

- ② 補助率  
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) (1)、(2) 以外の場合

① 補助基準額

ア 賃借料補助

契約家賃 認可保育所（本園・分園※） 1施設当たり 4,000万円

イ 改修費等補助

認可保育所

本園の場合 1施設当たり 2,500万円

分園※の場合 1施設当たり 1,500万円

※20人未充分園を含む。

ウ 保育所開設準備費

認可基準を満たす認可外保育施設 1施設当たり 3,000万円

認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設

1施設当たり 1,500万円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
3(1)①ア及び3(2)①ア 賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
3(1)①イ及び3(2)①イ 改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用
3(2)①ウ 保育所開設準備費	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等にかかる費用

## 家庭的保育改修等事業

### 1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

##### ① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3(1)の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3(2)の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するものに限る。

#### ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業(グループ型小規模保育事業)による国庫補助事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(イ)(ア)の国庫補助事業による委託(地方単独事業からの転換を含む。)を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(注)①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

## イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

## ② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2）の対象事業については、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限る。

## ア 事業の対象者

（ア）「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業（グループ型小規模保育事業）による国庫補助事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

（イ）（ア）の国庫補助事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

## イ 事業対象となる賃借物件の要件

（ア）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること

（イ）乳幼児用のトイレが整備されていること

（ウ）保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」による複数の家庭的保育者による家庭的保育事業（グループ型小規模保育事業）による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

③ 家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

(3) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、2(1)①家庭的保育改修事業については、平成23年度中に改修等に着手し、平成24年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日又は平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成23年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上

6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	55千円
但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては	
家庭的保育者1人当たり月額	80千円

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2) 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	80千円
---------------	------

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(3) (1)、(2) 以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては  
家庭的保育者1人当たり月額 80千円

② 補助率

国1/2、市町村1/2

(3) 家庭的保育者研修事業

① 補助基準額

家庭的保育者1人当たり 133千円

② 補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等



## グループ型小規模保育事業（案）

### （1）事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

### （2）実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

### （3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

#### ① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

#### ② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

### （4）対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる

就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。  
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。  
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
  - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
  - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
  - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
  - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
  - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
  - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
  - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
  - イ 心身ともに健全であること。
  - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
  - エ 乳幼児の保育に専念できること。
  - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
  - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
  - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
  - イ 心身ともに健全であること。
  - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
  - エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の

補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

#### (6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の

行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

#### (7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

#### (8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

#### (9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

#### (10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
  - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

## 認可外保育施設運営支援事業（案）

### （1）事業の目的

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下本事業において「最低基準」という。）の規定による保育所に係る基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### （2）実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### （3）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、（4）の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

### （4）実施要件

- ① 施設の利用定員が、20人以上であること。
- ② 施設の設備は、最低基準第32条を満たすこと。
- ③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項の保育士数の基準以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が同条の保育士数の基準を満たすことを条件に、本事業を実施することができる。

### （5）留意事項

（4）③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

### （6）費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

参考 6

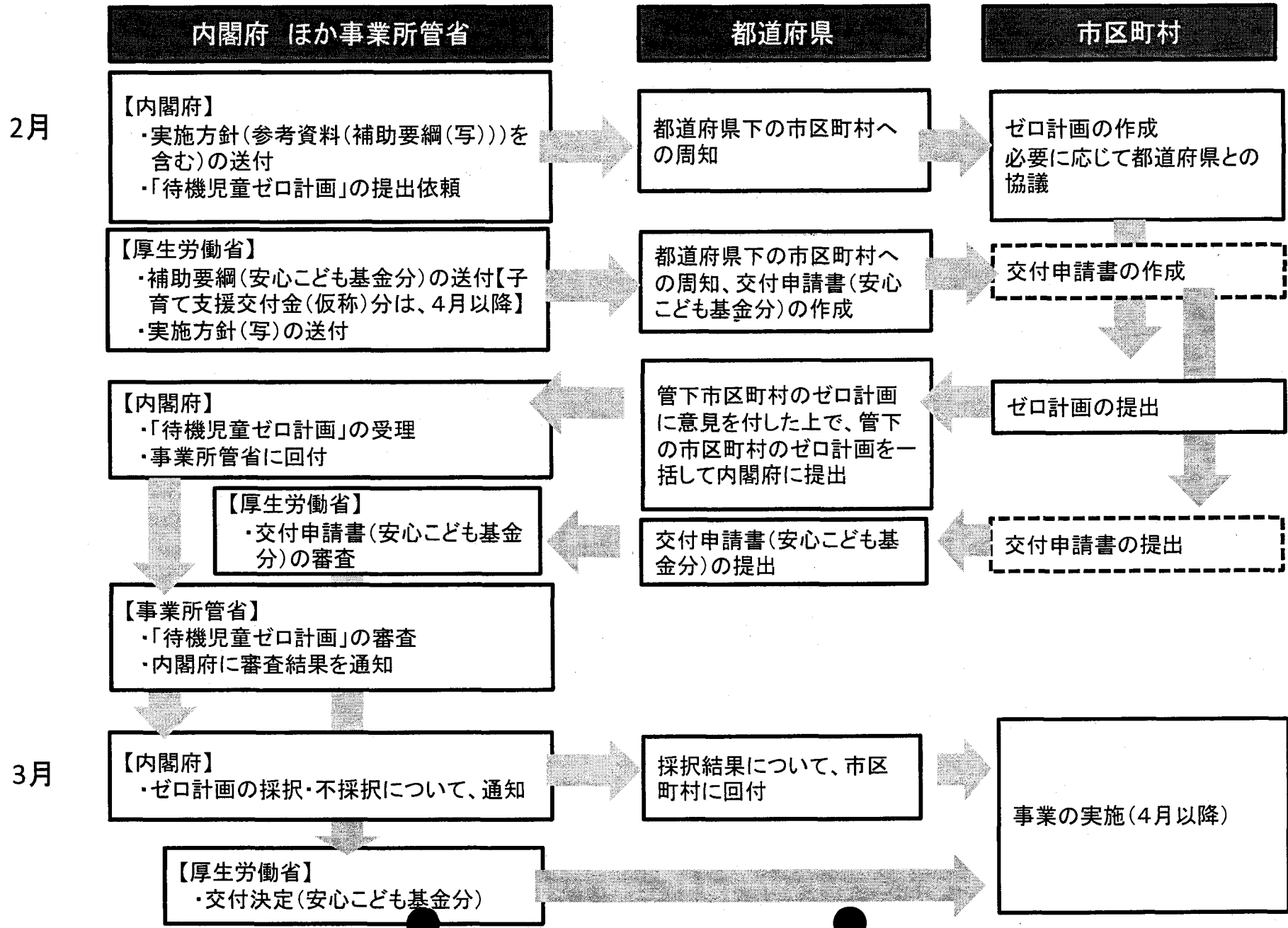
幼保連携型認定こども園の定員引き下げ（案）

「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 地域の状況の把握 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p>ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。<u>（なお、「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所にあつては、幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が20人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば差し支えないこと。）</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」（昭和38年3月19日児発第271号。以下「児発第271号通知」という。）により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。</p> <p>また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるため、念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 保育所設置認可の指針</p> <p>1 地域の状況の把握 (略)</p> <p>2 認可申請に係る審査等</p> <p>保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。</p> <p>(1) 定員</p> <p>保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号）に定める場合のほか、60人以上とすること。</p> <p>ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。</p> <p>(以下、略)</p>

# ゼロ計画の作成から事業実施までの流れ(安心こども基金分)

参考



## 具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度(安心こども基金、平成23年度予算案)〕

### ①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

#### 〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施  
(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等  
(安心こども基金)

#### 〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ  
(文部科学省 23'予算案 私学助成:34億円)
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

#### 新 〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒して公費助成の対象とする。

(厚生労働省 23'予算案 交付金500億円の内数)

など

### ②「場所」の確保

#### 〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)  
(安心こども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用  
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)  
(安心こども基金)

#### 〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く  
(安心こども基金)

- ・公園用地の活用

など

### ③「人材」の確保

#### 〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

#### 〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕 (厚生労働省23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

#### 〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

#### 〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

(経済産業省 23'予算案 19億円の内数)

など



# 結婚・家族形成等に関する調査研究

- ・少子化の背景には晩婚化や未婚化、さらには非婚化があり、結婚しない、できない人が増加。25～29歳女性未婚率59%。
- ・しかし、20代30代の未婚男女の約8割が「将来、結婚したい」という希望を持っている。

- ・「子ども・子育てビジョン」においても「家族形成に関する調査研究、事例収集・分析を通じて政策的対応に向けた対応を行う」と盛り込まれている。
- ・結婚は個人の自由意志と選択が原則であるが、「結婚しにくい状況」は、個人の問題ではなく、もはや社会的な重要課題。

- ・政府として、結婚・家族形成等及びその支援に関する当事者の意識等調査を実施するとともに、多くの自治体やNPO・団体などが結婚支援事業を実施し、かつ若者の地域活力につながる事例も出てきており、事業の規模、内容などの実態調査を実施。

## 意識等調査

\* インターネット

独身者：結婚しない、できない要因  
 既婚者：結婚までのプロセス

独身者・既婚者

(調査対象：20～39歳)  
 合計10,000名

## 結婚支援事業実態調査

\* アンケート郵送・回収、先進事例ヒアリング

自治体、NPO・団体(青年団、商工会議所等)：  
 支援内容、事業タイプ、効果、課題等

自治体・NPO・団体

(都道府県1750市区町  
 主要NPO・団体)

(注)民間企業事業者は除く

## 企画・分析委員会

- 外部有識者5人  
 中央大学教授 山田昌弘 (委員長)  
 桃山学院大学準教授 村上あかね  
 弘前大学準教授 羽淵一代  
 家族・社会学者 開内文乃  
 明治大学準教授 加藤彰彦
- 調査対象及び設問の検討、調査結果分析
- 意識など調査・実態調査に意見を反映
- 報告書作成に反映

現状から何が正しいか、今後の政策の方向性や可能性について検討することが重要